

一般社団法人日本マルタ友好協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本マルタ友好協会 (The Japan Malta Friendship Association)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、日本国とマルタ共和国との民間レベルにおける友好親善を図ることを目的とし、そのための事業を行う。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員を対象にマルタ共和国に関する政治、経済、文化、芸術等の情報の提供
- (2) 我が国とマルタ共和国との人的・文化的・経済的交流、友好親善の促進
- (3) マルタ共和国に関わる学術的な研究の推進
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、我が国、マルタ共和国、その他の国々において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人に、この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 会員の種別は以下の通りとする。

- 1、個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- 2、法人会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- 3、賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、会員1名以上の推薦を受け、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会で同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

会員の除名

理事及び監事の選任又は解任

理事及び監事の報酬等の額

事業報告及び計算書類等の承認

定款の変更

解散及び残余財産の処分

その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として毎年度に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の10分の1以上の会員が会員総会の開催を求めた場合、当該の会員は会長に対して目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合

には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長1名をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員を選任制限)

第23条 この法人は、理事及び監事のうち親族等(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等)の数が理事又は監事の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1を超えることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び会員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、会員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第29条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の活動に貢献が期待される者で次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(会費)

第37条

本会の活動は、原則、会員による会費及び寄付金等をもって充てる。

2 毎年度の会費は以下の通りとする。

(1)個人会員 5,000 円

(2)法人会員 1 口 100,000 円 (1 口以上)

(3)賛助会員 1 口 10,000 円 (1 口以上)

3 会費は毎年度はじめに徴収をはかる。

4 使途については、この法人の活動目的にそった範囲に限定し、その会計報告ならびに監事による監査結果は総会において報告、公開、承認を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(余剰金)

第40条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 設立時の会長は、白鳥 令とする。
- 3 設立時の会員の氏名は次のとおりとする。

白鳥 令 山本勝美 斎藤 成 水谷耕平 大塚桂樹 米井優太

- 4 当法人の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和7年3月末日までとする。

一般社団法人 日本マルタ友好協会 役員

会 長 白鳥 令

副会長 斎藤 成

理 事 山本勝美 大塚桂樹 米井優太 阪本圭司 武田秀太郎

監 事 水谷耕平

事務局長 大塚桂樹